

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社北陽
(法人番号2120001167312)
業者の住所：大阪府大阪市東淀川区菅原7-1-21
- 2 指名停止措置期間：令和7年9月8日から
令和8年2月7日まで（5か月）
- 3 指名停止措置の範囲：富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県
- 4 事実概要： 上記有資格業者は、大阪市発注の3件の工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置すべき者を主任技術者の配置に専任を要する当該工事の工事現場に非専任の主任技術者として配置した。また、経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規程に違反して、3件の工事のうち2件の工事の「工事経歴書」に本来記載すべき主任技術者とは他の主任技術者を記載し、さらに、株式会社ケイテックから請け負った当該工事を、建設業法第22条第1項の規定に違反して、一括して株式会社タケムラに請け負わせ、当該工事を施工したと鋼構造物工事の完成工事高に含まれるとする記載をしたとして、これらのことが建設業法第28条第1項及び第4項に該当するとして、令和7年3月31日、大阪府知事から監督処分（指示処分）を受けた。
また、同市発注の工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、適格な主任技術者として配置せず、建設業法第22条第1項の規定に違反して、受注した工事を一括して株式会社タケムラに請け負わせた。さらに、経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、他社に雇用され、現場代理人となっていた者を「技術職員名簿」に記載し、これにより得た経営事項審査結果を大阪市等に提出し、大阪市等がその結果を建築一式工事に係る資格審査に用いた。これらのことが建設業法第28条第3項及び第5項に該当するとして、同日、大阪府知事から監督処分（営業停止25日間）を受けた。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

指名停止措置要領付表第2第13号「抜粋」

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1月以上9月以内